

【児童生徒及び保護者用】

新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒の出席の取扱いについて（令和4年11月 1日現在）

由利本荘市教育委員会

	態 様	児童生徒	期 間	備 考
1	本人が陽性者となった場合	出席停止	保健所や医療機関の指示による療養期間が明けるまで	<ul style="list-style-type: none"><li>・無症状の場合は、検体採取日を0日とし、7日目の療養とする。また、5日目の検査キットによる検査で陰性が確認された場合は5日間の療養後、6日目から解除可能とする。</li><li>・療養期間後も4の態様を適応できる。</li></ul>
2	本人が濃厚接触者となった場合（陰性だった場合）	出席停止	感染対策をした日を0日として5日間	<ul style="list-style-type: none"><li>・出席停止期間は、感染拡大及び発症の危険性を考慮した期間である。</li><li>・2日目及び3日目の検査キットによる検査で陰性が確認された場合は、3日目から解除可能とする。</li></ul>
3	本人に発熱等の風邪症状がみられ、感染が懸念される場合	出席停止	症状がなくなるまで または、陰性が確認されるまで	
4	3以外のケースで、「感染のリスクを避けるため休ませる」と保護者が申し出た場合	出席停止（校長判断による）	保護者が申し出た期間	